

原村保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 事業者の名称 | 原 村 |
| 事業者の所在地 | 諏訪郡原村 6549 番地 1 |
| 事業者の電話番号・FAX | 電話 0266-79-2111 FAX 0266-79-5504 |
| 代表者氏名 | 原村長 牛山 貴広 |

2 施設の概要

| | | | |
|-------------------|----------------------------------|-----------|----------------|
| 種 別 | 保育所 | | |
| 名 称 | 原村保育園 | | |
| 所 在 地 | 諏訪郡原村 11587 番地 | | |
| 電 話 番 号 ・ F A X | 電話 0266-79-3559 FAX 0266-79-3559 | | |
| 施 設 長 氏 名 | 原村保育園長 清 水 宏 江 | | |
| 認 可 年 月 日 | 昭和 37 年 4 月 1 日 | | |
| 利 用 定 員 (年 齢 別) | 0 歳児 | 1 歳児・2 歳児 | 3 歳児・4 歳児・5 歳児 |
| | 9 人 | 40 人 | 191 人 |
| 取 扱 う 保 育 事 業 | 通常保育のほか一時保育、延長保育、病児・病後児保育 | | |
| 事 業 所 番 号 | | | |

3 施設・設備の概要 ※別添可

| | | | |
|-------------------|---------|--|-----------------------|
| 敷地面積 | | 4,971.50 m ² | |
| 園 舎 | 構 造 | 木造 1 階建 | |
| | 延 床 面 積 | 1,962.81 m ² | |
| 施設設備の 数と面積 | 乳 児 室 | 1 室 | 39.69 m ² |
| | ほ ぶ く 室 | 5 室 | 200.30 m ² |
| | 保 育 室 | 9 室 | 418.46 m ² |
| | 遊 戯 室 | 2 室 | 250.27 m ² |
| | 会 議 室 | 1 室 | 21.06 m ² |
| | 保 健 室 | 1 室 | 21.31 m ² |
| | 幼児用トイレ | 5 個 | 87.75 m ² |
| | 事 務 室 | 1 室 | 62.37 m ² |
| | 給 食 棟 | 1 棟 | 232.66 m ² |
| 設 備 の 種 類 | | 暖房 | |
| 屋 外 遊 戯 場 (園 庭) | | 屋外遊戯場 2,010 m ² 砂場 滑り台 ブランコ 昇り棒 雲梯 平均台 ジャングルジム | |

4 施設の目的、運営方針

| |
|--|
| 第2条 原村保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。 |
| 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。 |
| 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護を行うものとする。 |
| 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。 |
| 5 当園は、「原村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年原村条例第15号。以下「基準条例」という。）」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。 |

5 職員体制

| | |
|---------------|-----------------------|
| 施 設 長 | 1人（資格：保育士 幼稚園教諭） |
| 保 育 士 | 32人（クラス担任19人 加配保育13人） |
| 看 護 師 | 2人 |
| 栄 養 士 | 1人 |
| 事 務 員 | 1人 |
| 早 朝 ・ 延 長 保 育 | 9人（早朝2人・延長8人） |
| ふ れ あ い 保 育 | 1人 |
| 調 理 師 | 茅野市総合サービスに委託 |

6 保育を提供する日

| | |
|-----|------------------------|
| 開園日 | 年間293日以上 |
| 休園日 | 日曜日 祝日 年末年始 その他村長が認めた日 |

※4月に年間計画を配布します。

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

| | |
|----------|--------------------|
| 月曜日から金曜日 | 午前7時30分から午後7時00分まで |
| 土曜日 | 午前7時30分から午後7時00分まで |

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

| | |
|---------------------|----------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前8時00分から午後7時00分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前8時00分から午後7時00分まで |
| 延 長 保 育 時 間 | 朝：午前7時30分から午前8時00分まで |

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

| | |
|--------------------|----------------------|
| 月曜日から金曜日の保育時間（8時間） | 午前8時00分から午後4時00分まで |
| 土曜日の保育時間（8時間） | 午前8時00分から午後4時00分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時30分から午前8時00分まで |
| | 夕：午後4時00分から午後7時00分まで |

8 利用料金

| | |
|----------------------|-------------------|
| 利用料（利用者負担） | 別添 |
| 延長保育料 | 別添 |
| 主食提供 | 月額 0円（3歳以上児：白米持参） |
| 副食費 | 月額 4,500円（3歳以上児） |
| その他保護者負担金 | 親子行事に係る費用 約4,000円 |
| | 園児服 お昼寝布団 ノート等 |
| 日本スポーツ振興センター 共済掛金 | 年間 235円/人 |

9 支払方法

| |
|-----------------------------|
| 保育料は、口座振替払を原則とし、引き落としは毎月25日 |
|-----------------------------|

10 提供する保育・教育の内容

| |
|---|
| 児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。 |
|---|

※ 入園式に配布する入園のしおりに保育の重点目標を記載

11 給食等について

| | 提供内容 | | | | 保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー) |
|-----|------|----|----|-----|--------------------------|
| | おやつ | 給食 | | おやつ | |
| | | 主食 | 副食 | | |
| 0歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | (1050kcal) 50% |
| 1歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2歳児 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3歳児 | | | ○ | ○ | (1400kcal) 40% |
| 4歳児 | | | ○ | ○ | |
| 5歳児 | | | ○ | ○ | |

<給食の提供にあたって>

- ・自園調理
- ・献立の提供
- ・食材の地産地消
- ・食育の取組 など

<アレルギー対応について>

当園は、原村が策定する「保育園における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、原村保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、主治医、保護者、園が密接な連絡をとり適切な対応を検討します。

- ・アレルギー対応提出書類
食物アレルギーに関する調査票・食物アレルギー除去食依頼書・食物アレルギーによる指示書・食物アレルギー給食対応申込書・食物アレルギー除去食確認票・アナフィラキシーショック緊急連絡先リスト・緊急時薬に関する連絡票

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・お布団 など

(2) 毎日持参いただくもの

- ・通園かばん
- ・手拭タオル
- ・歯ブラシ・コップ
- ・連絡帳
- ・ご飯 など

(3) 服装について

- ・動きやすく、脱ぎ着しやすい服装(園児着用)
- ・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください。

(4) その他ご用意いただくもの

- ・採集バック
- ・プール用品 など

13 登園・降園について

必ず園児と手をつないで登園・降園をしてください。公道を渡る場合は手を挙げて横断歩道を渡ってください。駐車場ではむやみに走らないよう(急な飛び出し)注意をお願いします。

定められた時間での登園・降園をお願いします

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。

心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・園だより
- ・家庭訪問
- ・参観日
- ・個別懇談
- ・参加保育 など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

| | | | |
|--------|-------|----|---|
| 園児健康診断 | 全園児 | 2回 | |
| 歯科検診 | 全園児 | 2回 | |
| 尿検査 | 3歳以上児 | 1回 | 等 |

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定
- ・発熱時の対応
- ・「登園許可証」について
- ・園での与薬 など

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・園での予防対策 手洗い・うがいの励行・マスクの着用
- ・発生した場合の連絡（園便り、保健だより等） など

17 障がい児保育について

- ・障がい児保育を実施
- 方針 原則として、通院の際、保育士が同行することにより家庭及び保育園での対応を明確にし養育に努める。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- ・看護師が常駐し病児保育や与薬を行っています

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

| | |
|---------|---------------------|
| 医療機関の名称 | 原村国民健康保険直営診療所 原村診療所 |
| 院長名 | 所長 濱口 實 |
| 所在地 | 諏訪郡原村 6649 番地 3 |
| 電話番号 | 0266-79-2716 |

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | 山田歯科クリニック |
| 院長名 | 院長 山田 顕 誠 |
| 所在地 | 諏訪郡原村 5703 番地 |
| 電話番号 | 0266-70-0007 |

21 指定緊急避難場所、指定避難所

保育所近隣の指定緊急避難場所、指定避難所は次のとおりです。

| | |
|----------|-----------|
| 指定緊急避難場所 | 原小学校グラウンド |
| 指定避難所 | 原小学校体育館 |

22 緊急時における対応

保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

| | | |
|-----|-----------|---------|
| 警察署 | 原 村 駐 在 所 | 79-2806 |
| 消防署 | 原 消 防 署 | 79-2442 |

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

| | |
|-----------|--|
| 防火管理者 | 原村保育園長 清水 宏江 |
| 消防計画届出年月日 | 原消防署 令和 3 年 4 月 日 |
| 避難訓練 | 避難訓練の内容 月 1 回以上 火災避難訓練 6 回 地震避難訓練 6 回 |
| 防災設備 | 屋外消火栓 屋内消火栓 消火器、誘導灯、火災報知器 |

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|-------------------------|
| 保険の種類 | 損害賠償責任保険（全国町村会総合賠償保障保険） |
| 保険の内容 | 身体賠償 2 億円 財物賠償 2,000 万円 |

25 業務の質の評価について

| | |
|----------|--|
| 保育園の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合う。 年 1 回、自己評価と保護者評価を実施 |
|----------|--|

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|------------|--|
| 相談・苦情受付担当者 | <p>原村教育委員会 子ども課 原村保育園 園長 清水 宏江 電話番号 0266-79-3559</p> <p>原村教育委員会 子ども課 子育て支援係 (原村子ども・子育て支援センター はらっば) 家庭児童相談員 伊藤 春美 家庭児童相談員 金井 佳香 家庭教育相談員 清水 祐子 電話番号 0266-78-4430</p> |
|------------|--|

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

27 連携施設

| | |
|---------|-----------------------------|
| 連携施設の種類 | 幼稚園 保育園 |
| 名称 | 風の子保育園 こひつじ幼稚園 その他 5 市町立保育園 |
| 所在地 | 原村 3918 番地 1 |
| 連携協力の概要 | 保育・教育の定員支援 |

28 地域の育児支援について

| |
|----------------|
| 一時保育の実施・子育てサロン |
|----------------|

29 秘密の保持

当園は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持する。

- ・ 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- ・ 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
- ・ 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。
- ※ 子どもの育ちを支えるための資料（保育要録）を就学先の小学校等に送付する場合を除く。
- ※ 緊急連絡網を使用するために保護者会とクラス名簿（名前のみ）を共有します。

別 添

3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことがとられた日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児となります。（原村保育所条例施行規則（昭和62年原村規則第1号）第2条）

別表第1（第5条関係）

原村保育所保育料徴収金基準額表

| 階層区分 | 定義 | 3歳未満児 (3号認定) (月額) | | 3歳以上児 (2号認定) (月額) | |
|-------|----------------------|----------------------|---------|----------------------|-----|
| | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第3階層 | 市町村民税所得割課税額48,600円未満 | 17,500円 | 15,000円 | 0円 | 0円 |
| 第4階層 | 〃 所得割課税額97,000円未満 | 30,000円 | 26,000円 | 0円 | 0円 |
| 第5階層 | 〃 所得割課税額169,000円未満 | 42,000円 | 38,000円 | 0円 | 0円 |
| 第6階層 | 〃 所得割課税額301,000円未満 | 58,000円 | 54,000円 | 0円 | 0円 |
| 第7階層 | 〃 所得割課税額397,000円未満 | 64,000円 | 60,000円 | 0円 | 0円 |
| 第8階層 | 〃 所得割課税額397,000円以上 | 67,000円 | 63,000円 | 0円 | 0円 |
| 私的契約児 | | 63,000円 | | 29,000円 | |

備考

- 1 市町村民税所得割額は、調整控除額及び税額調整措置の額を除く。
- 2 別表第1に定める階層区分の内第3階層及び第4階層の内市町村民税所得割57,700円未満の世帯は、世帯で1人目の児童が入所する場合においては、別表第1に定める額に0.5を乗じて得た額とし、世帯で2人目以上の児童が入所する場合においては、保育料を徴収しない。第4階層の内市町村民税所得割57,700円以上、第5階層、第6階層、第7階層及び第8階層の世帯は、世帯で2人目の児童が入所する場合においては、別表第1に定める額に0.5を乗じて得た額とし、世帯で3人目以上の児童が入所する場合においては、保育料を徴収しない。

- 3 条例第2条第2項の私的契約児は、備考2の規定は適用しない。
- 4 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の市町村民税の額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の市町村民税額を基に決定するものとする。
- 5 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収基準額とする。ただし、世帯で2人目以上の児童が入所する場合においては、保育料を徴収しない。
- (1) 「ひとり親家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- ② 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯

| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額（月額） | | | |
|------|-----------------------------|------------|--------|----------|-----|
| | | 3歳未満児の場合 | | 3歳以上児の場合 | |
| | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 第3階層 | 市町村民税所得割課税額48,600円未満 | 7,500円 | 5,000円 | 0円 | 0円 |
| 第4階層 | 第4階層のうち市町村民税所得割課税額77,101円未満 | 7,500円 | 5,000円 | 0円 | 0円 |

- 6 保育の提供が1月に満たない場合における利用者負担額は、当該月に保育を提供した日数の日割り計算をする。この場合において、日割り計算により得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第5条関係）

| 時間外保育の使用料 | | | |
|-----------|------------------------|----------------|------------|
| 早朝保育 | 7時30分から8時00分 | 1ヶ月 500円 | |
| 延長保育 | 3歳以上児及び3歳未満児 第2・3階層 | 16時00分から17時00分 | 1ヶ月 1,000円 |
| | | 16時00分から18時00分 | 1ヶ月 2,000円 |
| | | 16時00分から19時00分 | 1ヶ月 3,000円 |
| | 3歳未満児第4階層以上 | 16時00分から17時00分 | 1ヶ月 1,500円 |
| | | 16時00分から18時00分 | 1ヶ月 3,000円 |
| | | 16時00分から19時00分 | 1ヶ月 4,500円 |
| 一時保育の使用料 | | | |
| 3歳未満児 | 8時間以内 | 1日 2,600円 | |
| | 4時間以内 | 1日 1,300円 | |
| 3歳以上児 | 8時間以内 | 1日 1,600円 | |

| | | |
|------|----------------|---------|
| | 4時間以内 | 1日 800円 |
| 早朝保育 | 7時30分から8時00分 | 1日 30円 |
| 延長保育 | 16時00分から17時00分 | 1日 80円 |
| | 16時00分から18時00分 | 1日 130円 |
| | 16時00分から19時00分 | 1日 150円 |

備考

- 1 一時保育の利用について、同一世帯で2人目は1日の使用料に0.5を乗じて得た額とし、3人目以上は使用料を徴収しない。
- 2 別表第1備考5に該当する世帯が一時保育を利用する場合には、使用料を徴収しない。
- 3 住民税非課税世帯が一時保育を利用する場合は、使用料を日額2,400円減額する。
- 4 保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者の市町村民税所得割額合算額が77,101円未満である世帯が一時保育を利用する場合は、使用料を日額2,100円減額する。
- 5 原村要保護児童対策協議会に登録されている児童が一時保育を利用する場合は、使用料を日額1,500円減額する。